

就農支援



新規就農者の皆さんは、就農希望市町村の先進農家や、市町村などが運営する研修農場での研修を経て就農します。北海道石狩管内の各市町村では、就農研修から就農、経営開始までサポートする支援体制があります。ここでは、各市町村の「サポート内容の一部」を紹介します。

北海道石狩管内各市町村のサポート内容

令和6年（2024年）7月 現在

項目	市町村名	札幌市	江別市	千歳市	恵庭市	北広島市	石狩市	当別町	新篠津村			
研修時	主な受入作目	ミニトマト、葉菜類（コマツナ、レタス等）	・露地野菜（ブロッコリー、かぼちゃ、じゃがいも、スイートコーン等） ・施設野菜（ミニトマト、ピーマン、きゅうり、ホウレンソウ等）			・水稲、畑作物	ミニトマト	花き、花き+露地野菜	個別相談			
	条件	年齢	個別相談	概ね40歳以下				個別面談	個別相談	個別相談		
		自己資金	個別相談	条件はないが、自己資金のある方を優先				個別相談	個別相談	個別相談		
		家族構成	個別相談	就農時に努力確保が可能な方（単身者も可）				個別相談	個別相談	個別相談		
		その他	札幌市で就農を目指すこと	<ul style="list-style-type: none"> （公財）道央農業振興公社の管内（江別市・千歳市・恵庭市・北広島市）で就農を目指すこと。 公社での農業体験者または農家での農業経験者。 江別市、千歳市、恵庭市、北広島市で栽培されている作物で就農を目指すこと。 普通自動車免許 				石狩市で就農を目指すこと	当別町で就農することなど	新篠津村で就農することなど		
	就農までの過程	先進農家等での研修（2年程度）を経て就農する	<ul style="list-style-type: none"> ① 1年目：公社トレーニング圃場で基礎的研修 ② 2～3年目：指導農家において実践的な研修 ③ 4年目：就農（独立自営又は雇用） 				① 1～2年目：先進農家等で研修 ② 3年目：就農（経営開始）	指導農家等にて研修（概ね2年程度）	先進農家等にて研修（概ね2年程度）			
	補助	手当・報酬	-	<ul style="list-style-type: none"> 1年目：（公財）道央農業振興公社の準職員として雇用し8ヵ月間（4月～11月）月額16.3万円を支給 2～3年目：指導農家から概ね8ヵ月間、月額16.3万円の研修手当を支給 				研修開始から最大2年間 研修生生活支援金月額8万円	研修支援金（月額3万円）	-		
		扶養手当	-	-				-	-	-		
		住宅・家賃	-	（公財）北海道農業公社の家賃助成事業を活用				-	-	-		
		研修・受講料	-	北海道立農業大学校、JAカレッジの短期研修への受講費用を支援				支援センターが指定する北海道立農業大学校の短期研修への受講費用を支援	-	-		
その他		（公財）北海道農業公社の大型特殊免許取得支援事業を活用	<ul style="list-style-type: none"> （公財）北海道農業公社の大型特殊免許取得支援事業を活用 （公財）北海道農業公社の農家研修受入体制強化事業（傷害保険掛金助成）を活用 				（公財）北海道農業公社の大型特殊免許取得支援事業を活用	就農準備支援金（上限：単身者45万円、夫婦60万円）	就農支援用地として村内農地の一部を1年間無料で貸付			
就農後	リース等	-	【施設】農協のハウス導入支援対策事業を活用				【農機（トラクター）】シェアリング事業	-	-			
	補助	<ul style="list-style-type: none"> 【小規模機械等】補助対象事業費の上限額は50万円、補助率は1/2以内 ※ 【基盤整備費の一部、環境保全型農業に寄与する機械・施設等】事業費20万円以上に対し補助率1/2以内 ※ ※予算の範囲内による 		【その他】国の支援策に該当しない場合、月額5万円助成（就農後2カ年）		<ul style="list-style-type: none"> 【農地】新規就農から3年間農地賃借料の2分の1を支援（支援金上限額25万円） 【その他】新規就農4～5年目の、農業設備の維持補修費、資材購入費、農地の賃借料等について3分の1を支援（支援上限額30万円） 	<ul style="list-style-type: none"> 【農地】賃借料の2分の1助成（就農後3カ年）ただし5年間以上の賃貸契約 【その他】 <ul style="list-style-type: none"> ・就農応援金：100万円助成（1回限り） ・就農時設備投資支援助成金：最大100万円（1回限り） ・石狩市内の借家家賃2分の1助成 月額2万円限度（就農後3カ年） 	<ul style="list-style-type: none"> 【農地】農地の斡旋 【施設】ビニールハウス等導入支援金 1/2以内助成（上限200万円） 	<ul style="list-style-type: none"> 【施設】 <ul style="list-style-type: none"> ・ハイブハウス一式等の取得費用を最大半額助成（JA正組合員） 【その他】 <ul style="list-style-type: none"> ・大型特殊免許等の取得費用を最大半額助成（JA正組合員） 			
相談窓口（電話番号）	就農相談 札幌市農業支援センター 011-787-2220	公益財団法人 道央農業振興公社（電話：0123-39-6057）				江別市農業総合支援センター 011-391-0429	千歳市農業総合支援センター 0123-49-7061	恵庭市農業総合支援センター 0123-36-1298	北広島市農業総合支援センター 011-372-0012	石狩市農業総合支援センター 0133-66-3345	当別町農業総合支援センター 0133-23-2552	新篠津村農業振興センター 0126-58-3611
	補助について	札幌市農政課 011-211-2406	江別市経済部農業振興課 011-381-1025	千歳市産業振興部農業振興課 0123-24-0610	恵庭市経済部農政課 0123-33-3131	北広島市経済部農政課 011-372-3311			新篠津村産業建設課 0126-57-2111			

※ 上記内容の詳細につきましては、就農希望先市町村の相談窓口にご連絡ください。
 ※ 管内各市町村のサポート以外で、農林水産省及び北海道が行うサポートにつきましても、就農希望先市町村の相談窓口にご連絡ください。
 ○研修時：新規就農者育成総合対策（就農準備資金）、農家研修受入体制強化事業、就農研修者家賃助成事業 等
 ○就農後：新規就農者育成総合対策（経営開始資金・経営発展支援事業）、青年等就農資金、農地保有合理化事業、公社営農場リース事業 等

現在、農地の空きが少ないため、ご希望に添えない場合がございます。